

岐 阜 県 公 報

第 三 百 三 十 四 号
令 和 四 年 九 月 二 十 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知
道路の区域変更

(森 林 保 全 課) 三 七 七
(道 路 維 持 課) 三 七 八

落札者等に関する公示

(生 活 衛 生 課) 三 七 九

告 示

岐阜県告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町万場字中前平三〇五七の一・三〇六六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

令 和 四 年 九 月 二 十 日

岐阜県告示第三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町那比字西古洞六五九六（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町羽根字森ヶ洞三〇四〇の一三三・三〇四〇の一三三・三〇四〇の一三三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

五・三〇四〇の一四一から三〇四〇の一四四まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年九月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道	萩原線	下呂市萩原町山之口字平三四番二地先地内	前	一四・三 一六・三	四六・〇	
			後	一六・一 一九・二	四六・〇	

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年九月二十日

岐阜県 田 邊 謙

- 1 調達物品の名称及び数量 高速液体クロマトグラフ分析装置 3台
高速液体クロマトグラフ質量分析装置 1式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 4 年 6 月 22 日
- 4 落札者を決定した日 令和 4 年 8 月 16 日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市金宝町 1 3 岐阜第一生命ビルディング 3 階
島津サイエンス西日本株式会社岐阜営業所
所長 藤浪 共治
- 6 落札金額 38,390,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県保健環境研究所総務課管理調整係
(2) 所在地 各務原市那加不動丘一丁目 1 番地

令和四年九月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社